

平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録

平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

| 平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録<br>平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録 |   |
|---|---|
| 1 日時  | 平成23年1月14日（金） 午後3時30分から5時30分  |
| 2 場所  | 練馬区役所本庁舎5階庁議室   |
| 3 出席者   | （委員18名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、板倉直子委員、堀洋子委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員<br>（事務局4名）福祉部長、介護保険課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長   |
| 4 傍聴者   | 0名  |
| 5 議題  | ○ 地域包括支援センター運営協議会<br>1 委員の委嘱について<br>2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料1<br>3 国における介護保険制度見直しの動向について …参考資料1・2<br>○ 地域密着型サービス運営委員会<br>1 委員の委嘱について<br>2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料1<br>3 国における介護保険制度見直しの動向について …参考資料1・2<br>4 地域密着型サービス事業者の指定について …資料2<br>5 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について …資料3<br>○ その他<br>1 介護保険について …資料4 |
| 6 配布資料  | 資料1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24～26年度)について<br>資料2 地域密着型サービス事業者の指定について<br>資料3 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について<br>資料4 介護保険について<br>参考資料1 介護保険制度の見直しに関する意見<br>参考資料2 介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)のポイント   |
| 7 所管課   | (地域包括支援センター運営協議会)<br>健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係<br>Tel: 5984-4582 (直通)<br>Eメール: KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp<br><br>(地域密着型サービス運営委員会)<br>健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係<br>Tel: 5984-4589 (直通)<br>Eメール: kaigo02@city.nerima.tokyo.jp   |

## 第3回地域包括支援センター運営協議会 第3回地域密着型サービス運営委員会

（平成23年1月14日（金）：午後3時30分～午後5時05分）

（委員長） 平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局） ただいまの委員の出席は、15名である。

なお、2名の委員から欠席の、また、1名の委員から遅参の連絡をいただいている。現在、傍聴者はいない。

（委員長） このほど委員の変更があったので、委嘱状の交付を福祉部長よりお願いする。

（福祉部長） 【委員に委嘱状を交付】

（委員長） 新委員に一言あいさつをお願いする。

（委員） 私は、民生委員として、地区民生委員協議会の会長を務めている。よろしくお願ひする。

（委員長） 前回の10月25日に開催した平成22年度第2回の委員会の会議要録については事前に事務局より送付したが、訂正などの申し出はいただいている。よろしいか。

（はい）

（委員長） では、次第に沿って議事を進める。

本日も、委員の皆様には、ぜひ活発なご意見・ご発言をお願いする。

なお、本日は午後5時30分の閉会を目途としているので、会議の円滑な進行にご協力をお願いする。

また、議事録を作成する都合上、発言の場合はマイクを通してお願いする。

では、まず地域包括支援センター運営協議会に入る。「第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」を、資料1について説明をお願いする。

なお、案件2および3については、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の共通案件である。

それでは、高齢社会対策課長から説明をお願いする。

### ○地域包括支援センター運営協議会

#### 2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

（高齢社会対策課長） 【資料1について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見をお願いする。

（委員） 核家族化が高齢者世帯にも広くおよんでいるということで、国全体では高齢者世帯の3分の2近くが、同居する家族がないという。練馬区の場合は、その辺の実態は、どのくらいの数字になっているのか教えていただきたい。

そういった同居する家族のいない高齢者世帯というのが、介護保険のいろいろな恩恵から取り残されていると言うか、なかなか介護保険のサービスにアプローチすることもできない。それが無縁社会の一つの原因にもなっているのではないかと思う。その辺の対応を

平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録

平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

どうしていくかということが、例えば、今のいろいろな調査を伺っている中で、ぽっかり抜け落ちているのではないかなという気がする。その辺の問題意識を持っていただきたいということが2番目である。

それから、3番目だが、特養の待機者の中には、ひとり住まいの方で、認知症で、それで成年後見人を立てている人がかなりいるのではないかなと思う。そういう場合に、ご本人のところに調査票が送られてきても、ご本人は、それに対する回答がほとんどできないと思う。そういう場合の成年後見人との関係をどのように考えているのか伺いたい。

**（高齢社会対策課長）** まず、核家族化が進んでいる中での、ひとりぐらしの高齢者の関係かと思う。数字で申し上げますと、昨年1月現在、65歳以上で単身世帯の方は、住民基本台帳上の数字で、練馬区全体で3万6,717世帯、つまり3万6,717人が、住民基本台帳上の数字としてとらえている。

また、民生委員にお願いして、昨年度、ひとりぐらし高齢者等の実態調査を行い、今年度からは、新たに65歳になられたひとりぐらしの方や、転入された方々などを対象に調査も実施している。そういった中で、区内のひとりぐらしの方の実態を把握し、民生委員や高齢者相談センターで、情報をつかんでいるところである。

その方々の緊急連絡先等の情報も区として持っているものなので、何かあった場合の対応は、そういった調査の結果に基づき対応しているというのが、ひとりぐらし高齢者対策の状況である。

**（委員）** 高齢者夫婦だけという世帯もあると思うが、それは。

**（高齢社会対策課長）** 数字を申し上げます。いずれもが65歳以上で、ご夫婦のみの世帯数は、昨年1月現在で2万5,097世帯である。

**（大泉総合福祉事務所長）** 成年後見を利用されている方の調査について、どういう形で対応しているかというご質問をいただいた。

先ほど高齢社会対策課長からもご説明させていただいたが、今回の特養待機者調査については、入所基準による点数が、13点満点中11点以上の方へは訪問による調査を行う。基本的には要介護度が4、5に該当しないと、なかなか11点以上とはならない。さらに、家族の方が同居ではない、または、近隣の自治体等にもお住まいでないという方になるので、まさに成年後見人を選任して、そしてお暮らしになっている。そういった方に関しては、調査票の記入については、高齢者相談センター支所の職員、また本所の職員が直接お伺いして行う。ひとりぐらしで、なかなか調査票の記入が難しい方への対応については、直接そういう訪問で対応させていただいている。

ただ、成年後見人が付いているかどうかについては、行政の方でそれらの情報を持っていない。これは裁判所に聞いても、当然、個人情報を出すとということはないので、後見人がいるかどうかの判断は難しいということが現実的にある、ということをご了解いただきたい。

**（高齢社会対策課長）** 見守りの事業についての検討が抜けているのではないかなという質問をいただいた。

先ほど、四つの審議機関で5期の計画を策定していくという説明をしたが、見守りに関

する事業等についての検討は高齢者保健福祉懇談会で検討していただくことを、現在のところは考えている。

基礎調査の中に見守りのことについての調査項目があるかというご質問についてであるが、社会参加への意識や社会参加の状況など、外とのつながりの関係といった調査項目があり、その項目の中で、閉じこもりといったことなどについて結果を分析したいと考えている。

（委員） 成年後見人のことだが、区役所へは、例えば、介護保険の関係だとか、住宅の関係だとかの届出が出ると思う。そういう届出が出ているところでは、後見人の情報がそれなりにわかっているはずで、そういった情報は活用していただいた方がよいと思う。

それから、「直接訪問するから大丈夫だ」という話があったが、介護認定調査のときも同じような問題があるわけだが、ご本人と受け答えしている間では、特におかしな状況は見当たらない。過去の生活の中で身につけた対応で受け答えができるが、実際の生活ではいろいろな問題が起きている。そういったことは、同居している家族の方からあわせて実態を伺わないと、正確な介護認定ができないという問題があることは、よく認識されていると思う。それと同じように、成年後見人が、いろいろな問題が起きていることを総合的に把握しているので、できるだけ成年後見人を同席させるとか、そういった配慮も必要かと思う。

（大泉総合福祉事務所長） 例えば、訪問に行く場合には、ご本人お一人だけの聞き取りではなく、申請を代行でされた方、またはご家族の方など、特養の入所申請書に情報が書かれている方にも必ずご連絡をさせていただく。そこには、当然、後見人が申請者として申請書を出している場合がある。そういった情報なども適宜確認しながら、きちんと調査をさせていただきたいと思っている。

（委員長） そのほか、ご意見などあるか。

（なし）

（委員長） では、次の案件に進む。

それでは、3番目の「国における介護保険制度見直しの動向について」、参考資料1および2について介護保険課長に説明を願う。

### **3 国における介護保険制度見直しの動向について**

（介護保険課長） 【参考資料1および2について説明】

（委員長） ただいまの説明について、何かご質問やご意見があればお願いします。

（委員） 「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」というものが新しく導入すべきサービスと書かれているが、具体的な新しさというのが、どこにあるのかわからない。もし、わかるようであれば教えていただきたい。

（介護保険課長） 24時間対応型のサービスがここで出てきた背景の一つには、施設から在宅へという大きな流れがある。なかなか施設整備が進まない、あるいは施設整備に多額なお金がかかるという中で、在宅で、できるだけ住みなれた地域の中でお住まいいただくということである。

「在宅生活の限界点を上げる」という言い方をされているようだが、「施設なみに見守る」という言い方もよくされているようである。

例えば、特別養護老人ホームでも、入所者一人ひとりを24時間すべて見守っているわけではなく、定期的に見守っていたり、対応していたりしている。そういったことを在宅でやっという考えである。短時間で、1日に何回も見守っていくというようなことである。

今までは、訪問介護あるいは訪問看護などについても、週に何回、その日の1時間行きますといった形でのサービスであったが、このサービスは日中・夜間を問わず、1日に何回かそのお宅を訪問し、例えば薬を飲んだかどうかの確認なども行っていくことになる。

また、夜間については、夜間対応型の訪問介護事業もすでに行っているが、これを延長したような形にはなるのではないかと思っている。

まだ、検討会から詳細については「こうする」というような、実際に具体化されるべき骨格が見えてきていない。さらに詳しく情報を得た段階で、またご報告させていただきたい。

**（委員）** 今の夜間対応型訪問介護に関することだが、たまたま、今日の新聞か何かに「練馬区指定」ということで、「夜間対応型訪問介護サービスが始まりました」というチラシが入った。「練馬区指定」と見たときに、こんな簡単に指定をもらえるのかなど。「簡単に」というのは変だが。

どういういきさつで、こういう指定をするのかと思ったもので、願います。

**（介護保険課長）** この事業者は、前回10月25日の当委員会の中で、「指定をする」ということで、ご報告させていただいている。

先ほど、練馬区では地域密着型事業者については公募しているということでお話させていただいたが、石泉地区の日常生活圏域において事業展開をする事業者を公募したところ、この事業者が手を挙げてきて、それについて選考委員会で選定をしたということである。

また、指定に当たっては当委員会のご意見等も伺いながら判断をしている。12月1日から事業運営を行っているが、現実には、なかなか登録者が増えない状況にある。

先行して中村橋を拠点として運営をしている事業者があるが、そちらの運営に当たっても、練馬区は結構てこ入れをしたということもある。委員お話の事業者は石神井にあるが、その運営についても一定の支援を図っていく必要があると考えている。

**（委員長）** そのほか、いかがか。

**（委員）** 17ページから18ページの下段に書いてある、家族介護者の支援の問題だが、私は、利用させていただいている立場からお伺いするのだが、先ほど、お泊まりデイのような形については見送りというお話があった。ショートステイの制度との関連もあるのだが、なぜ見送りになったかということについて、もう少し教えていただけることがあるならお願いしたい。

**（介護保険課長）** 最終判断として、なぜ見送りになったかというのは、私どもの方には情報がないが、この間、介護保険部会や国の動向等で、お泊まりデイサービスについて導入しようという議論がなされている中で、現場サイドあるいは利用者サイド、あるい

平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録

平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

は委員の中においても、かなり大きな反発があったと聞いている。一つには、利用者にとってどうなのか。現場サイドで現実に対応できるのかどうかといった課題もあったと聞いている。

現実には、既に、お泊まりデイサービスは自費事業として行われている中で、導入を進めるべきということで始まったのだろうが、一つには、施設基準などの課題を具体化していく中での問題もあったのではないかと考えているところである。

（委員長） そのほかはないか。よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、ここまでが地域包括支援センター運営協議会の案件である。これで地域包括支援センター運営協議会は終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会へ移る。

先ほど申し上げたとおり、案件3までは地域包括支援センター運営協議会と共通案件になるので、地域密着型サービス運営委員会としては案件4からとなる。

それでは、「地域密着型サービス事業者の指定について」ということで、資料2の説明を介護保険課長に願います。

## **○地域密着型サービス運営委員会**

### **4 地域密着型サービス事業者の指定について**

（介護保険課長） 【資料2について説明】

（委員長） それでは、今の説明に対して質問・意見があれば願います。

（なし）

（委員長） それでは、続いて5番目の案件「練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について」である。資料3の説明を介護保険課長に願います。

### **5 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について**

（介護保険課長） 【資料3について説明】

（委員長） ただいまの説明に対し、何かご意見・ご質問はあるか。

（なし）

（委員長） 引き続き、その他に移る。

その他、「介護保険について」ということで、資料4の説明を介護保険課長に願います。

## **○その他**

### **1 介護保険について**

（介護保険課長） 【資料4について説明】

（委員長） ただいまの説明に対し、何かご意見・ご質問はあるか。

（なし）

（委員長） それでは、ないようなので、続いて、次回の日程について、事務局から願

いする。

（事務局） 次回の日程の前に、配った資料についてご説明させていただく。「ねりまの介護保険」という冊子をお配りしている。こちらは21年度の実績報告ということで、昨年の11月にまとめた資料である。後ほどお目通しいただければありがたい。

次回の日程については3月10日木曜日、午後3時からこちらの会場で予定している。

（委員長） 次回、第4回地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催時期については、3月10日の木曜日、午後3時ということにさせていただく。開催通知については、改めて書面をもって皆様にご案内を差し上げる。

終了時間までかなり時間があるが、何かご発言はあるか。

（委員） 一つお伺いしたいのだが、先ほどの地域密着型サービスのことである。グループホームは計23か所で366人のご利用があるということだが、1事業所、1グループホームで18名であり、これから、そういう認知症対応の共同生活介護というのは、もっともっと需要がすごく伸びてくると思う。区では、何年までに何か所ぐらいが必要だろうということは考えているのか。

（介護保険課長） グループホームであるが、21年度の公募の団体までは1施設最大2ユニットまでである。1ユニットが9人なので、最大18人ということであったが、22年度からは最大3ユニットまでよいという形で、国の方向も変わった。区としてはそういうことでの公募もしているところだが、3ユニットだと職員の体制も含めて難しいものもあるようで、2ユニットでの申請も出ているような状況である。

また、公募であるが、第4期においては、合計27か所になるような形で予定をしているが、もう既に、公募では27か所すべて選定済みになっている。

また、一方で、小規模多機能あるいは小規模特養について公募しても、なかなか事業者が手を挙げてこないということがある。グループホームと併設することで、何とかならないかということで公募を続けてきているところである。

次回の当委員会の中で、公募の状況もお話できるのではないかと考えている。

いずれにしても、先ほど、国の審議会の意見にもあったが、これから、ますます多様な需要になってくるということがあるので、5期に向けても認知症対応型グループホームなども含めて、どうしていくのかということ、当委員会の中でご検討・ご協議いただければありがたいと思っている。

以上である。

（委員） 資料3のところだが、練馬区の地域密着型サービス、認知症対応型デイ、グループホームの中に、今現在、区外の方は、何人ぐらいいるか。

（介護保険課長） 区から外に行く方については、区を通して相手の自治体と協議をするということがあるので、これについては、私どもとして十分に把握している。逆に、区外からくる場合は、私どもで協議はあるが、現状がどうなっているかというところまでは、申しわけないが、実態把握が十分にはできていないという状況である。

ご家族がお近くに住んでいるなどの理由によって、区内の事業所に、例えば、田舎から呼び寄せて入っているという形も十分に考えられる。

平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録

平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

お子さんというか、我々世代が東京に出てきて、東京で生活の拠点を定めるところから、地方から呼び寄せるところも十分にあるので、そういったことが結構あるのかなと思っている。

状況については、今後、きちんと把握をし、当委員会にもご報告をさせていただきたい。以上である。

（委員） 私の事業所でも10周年をちょうど迎えた。当初、中野区、渋谷区等にグループホームはほとんどなかったもので、半分ぐらいの方が他区の方だった。今は100%練馬区だが、ちょっとその人数がわかればと思った。

あと、私の事業所は西東京市、和光市、新座市なども近いのだが、18年度に、ご本人が見に来て入所を希望していた新座市の方が、行政との相談の結果入れなかったということもあった。今は500m圏内であれば練馬区外の近隣でも使っていていいとなっている。このような隣接する市町村の住民が活用できるという部分については、練馬区としてはどのようにお考えか。

（介護保険課長） 資料3の別紙1、利用指針の2ページをごらんいただきたい。

中ほどに（2）があり、区外の被保険者が区内の事業所を利用することができる理由を、ここで定めている。先ほど委員からご指摘のあった、500mの圏内というのもここで定めている。

こういう形で現状の定めはあるが、先ほど、国の審議会の意見等にもあったように区民の方も近隣の区外施設を利用したい、あるいは近隣自治体の方も練馬区の施設を利用したいと、それぞれのご希望があると思う。

一方で、練馬区の行政としては、練馬区内にある施設については、練馬区民の方にご利用いただきたい。練馬区にも認知症の方がたくさんいて困っている状況がある。施設も開設して募集を始めると、比較的早期に埋まってしまうという状況もある。まだまだ足りないという状況があるので、いきなり全面開放というか、そういった形のものではないかと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 資料3の別紙1、利用の特例（2）①のところだが、区内の事業所を利用できないというのは、具体的にはどういった状況か、ご説明をお願いしたい。

（介護保険課長） 利用できない状況については、さまざまであるが、例えば、引っ越しをして練馬区に来たが、事業所が変わると人間関係が変わって、認知症の方にとっては、行動が不穏になるということもあり、もともと通っていた事業所がいいという方も、当然、想定される。そういったことで認めている場合がある。また、先ほど申したが、練馬区内でグループホームを募集すると、すぐにいっぱいになり、ほとんど空きがない状況にある。そういった中で、新たに入るのがなかなか難しいということで、空きがある近隣の事業所へ入る方もいる。

それぞれの事情はさまざまだが、なかなか難しい状況があって、近隣のところでお暮らしになっているということである。

（委員長） そのほか、いかがか。



平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録

平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

（委員） 第5期計画の検討というのが、余り時間がないということで、3月、5月、7月でまとめるようである。課題の検討というのが2回あるが、この協議会で検討する課題としては、どんなようなことが今想定されているのか。また、いつごろ我々の方に資料的に示されるのか、お聞かせいただきたい。

（高齢社会対策課長） まず、第4期の状況から説明させていただき、つづいて5期計画に向けての課題ということで説明させていただく。お手元にある第4期の計画書をご覧ください。

まず、56ページから57ページである。これは、「第4期の計画における基本施策と重点課題」というものである。六つの基本施策を掲げ、重点的に取り組む課題として九つを挙げている。この事項で、当委員会にかかわるものが（4）地域包括センターを中心とする相談体制の充実、それと、（9）介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備の促進の二つである。

この二つの課題について整理したものを、62ページに掲載している。

（4）地域包括支援センターの相談支援体制の充実ということで、目標、現状と課題、施策の方向性と主な取り組み事業という形で表にまとめている。そのまとめたものが63ページにあるイメージ図という形で、このイメージで第4期中はやっていこうということで、このような形でまとめている。

続いて地域密着型だが、これは71ページ、72ページである。ここでは特養等を含む介護保険施設等をあわせての地域密着型サービス拠点の整備促進ということで、ここも同様に、目標と現状の課題、施策の方向性、主な取り組みという形でまとめている。

第4期はこのような形でまとめさせていただいた。

第5期についても、引き続き、この二つ、包括・密着については検討すべき事項ということで掲げている。先ほど、国の介護保険法の改正に伴う地域密着型や包括にかかわる項目については、介護保険課長からご説明させていただいた。国で考えている改正内容等を踏まえて、練馬区としてどのような体制を構築していくのかということを検討してまいりたい。

その基礎データとなるものとして、高齢者基礎調査の分析の結果があり、また、庁内でも策定委員会を立ち上げている。庁内での検討内容等の結果等をこの委員会にご報告させていただき、区として考える検討の案を次回以降順次お示しし、皆様方のご意見を賜ればと思っている。現在、その検討課題を庁内で検討している状況である。

（委員） そうすると、この協議会で検討する具体的な内容のイメージだが、計画の内容の原案が、庁内の方で大体まとまったものとして提出され、我々はそれについて意見を述べるというスタンスで考えていければよろしいか。

（高齢社会対策課長） まず、国の状況、基礎調査の状況等を踏まえて庁内で検討したものを、こちらの協議会へお示しし、皆様からのご意見をいただきながら、第5期計画の課題の整理という形で進めていただければと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 課題の検討について、多分、練馬区に限らずどこの行政というのも同じような

平成23年1月14日（金）

平成22年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会介護要録  
平成22年度第3回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

課題を抱えているのではないかと思うが、検討をした結果というのは、練馬区らしい結論に持っていくという理解でよろしいか。

（高齢社会対策課長） 介護保険制度内での両制度なので、基本的には介護保険制度内での検討になるものと思っている。

一方で、例えば、地域包括支援センターの体制については、練馬区では直営でやっている。他の自治体では委託により実施しているところが多いのだが、直営での実施というのは練馬区の大きな特徴である。こういった点で、練馬区の特徴を第5期も引き続き堅持していくという方向性にするのかどうか、そういったことについても、まず、区で検討させていただき、この協議会でご議論をいただきたい。

地域密着型については、各日常生活圏域ごとに目標の整備数を定め、着実に整備を進めているところである。先ほど、グループホームの話があったが、グループホームは第4期の計画は達成する見込みだが、第5期以降どうするのか。他区では、なかなか進んでいないという状況も聞くが、練馬区では着実に進んでいるという状況の中で、グループホームについては、例えば、第5期ではどのくらい整備するのかというのも、練馬区大きな特徴かと思っている。そういった観点からの議論をしていただければと思う。

（委員長） そのほかには、よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、これをもって本日の会議を終了させていただく。  
活発なご議論に感謝申し上げます。